

付議案第60号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

上記の付議案を提出する。

令和3年10月11日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市公民館条例の一部を改正する条例（令和3年福岡市条例第72号）は、令和3年10月28日から施行する。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

1 制定の理由

本件は、福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める必要があるため制定するもの。

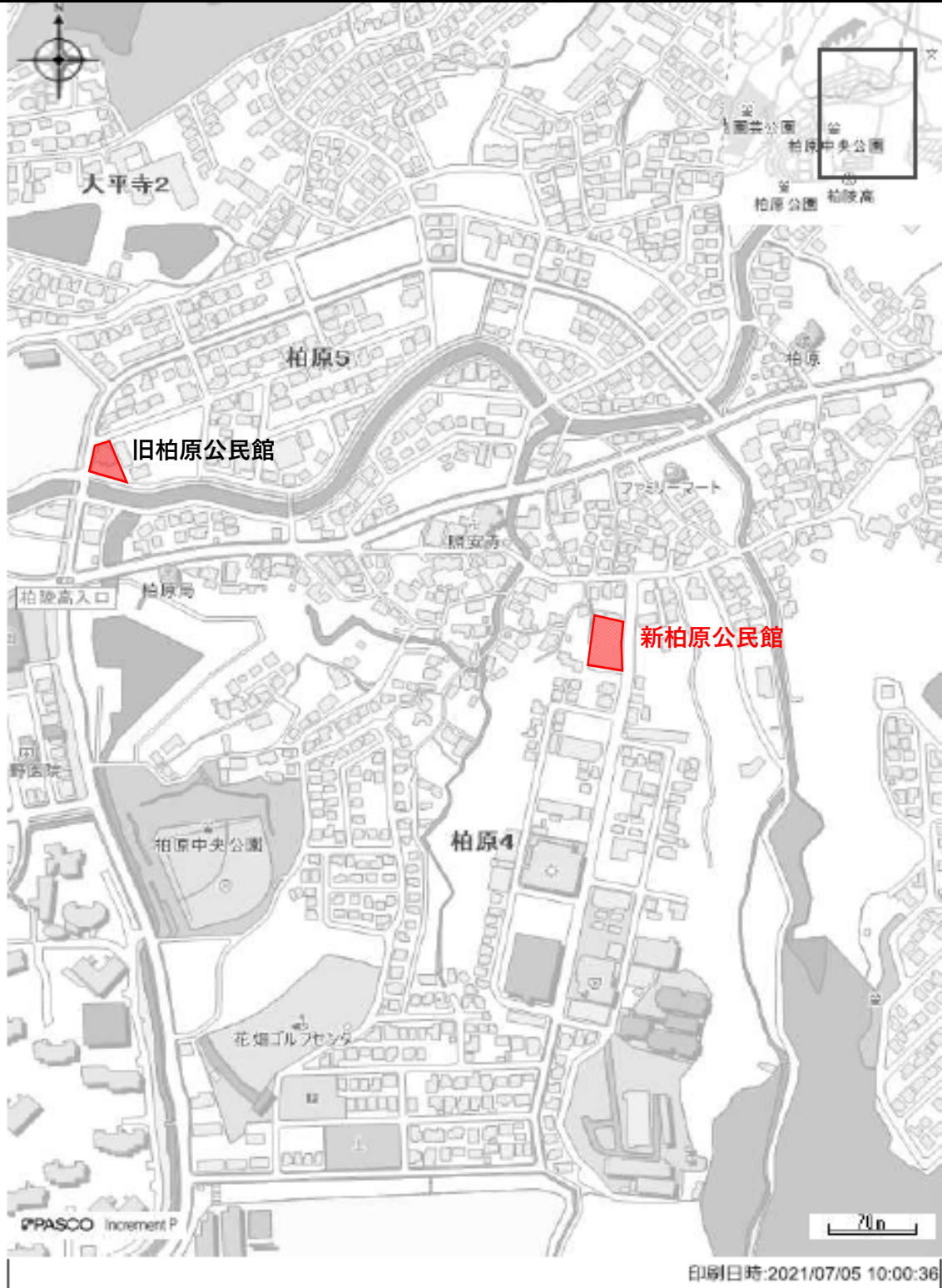
2 内 容

柏原公民館の新築移転に伴い、令和 3 年 9 月に福岡市公民館条例の一部改正を行い、施行期日については教育委員会規則で定める日としていたが、令和 3 年 10 月 28 日に移転することが決定したため、施行期日を令和 3 年 10 月 28 日と定めるもの。

3 施行期日

令和 3 年 10 月 28 日

柏原公民館 位置図



原案可決
令和3年9月13日

議案第199号

告示
令和3年9月16日
福岡市条例第72号

議案第199号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、柏原公民館の移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市柏原公民館の項中「柏原五丁目」を「柏原四丁目」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。